

# 福住光明苑デイサービスセンター利用契約書

\_\_\_\_\_（以下、「契約者」という）と社会福祉法人福住会（以下、「事業者」という）は、契約者が福住光明苑デイサービスセンター（以下、「事業所」という）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次の通り契約（以下、「本契約」という）を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条（契約の目的）

1. 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
2. 事業者が契約者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用期間・利用日・利用時間・費用等の事項は、別紙『重要事項説明書』に定める通りとします。

### 第2条（契約期間）

1. 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。  
但し、契約期間満了日以前に、契約者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
2. 契約期間の7日前までに契約者から契約終了の申し入れ（更新の拒絶）がない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、期間満了の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。  
この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項と同様の扱いとします。

### 第3条（通所介護計画の決定・変更）

1. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとし、
2. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場

合でも、通所介護計画の作成を行ないます。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行なうものとします。

3. 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

#### **第4条（介護保険給付対象サービス）**

事業者は、通所介護サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

#### **第5条（介護保険給付対象外のサービス）**

1. 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
2. 前項の他、事業者は、契約者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、通所介護サービスにおいて日常生活上必要となるサービスを提供するものとします。
3. 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対して分かりやすく説明するものとします。

#### **第6条（運営規程の遵守）**

1. 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置し、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供すると共に、建物及び付帯施設の維持管理を行なうものとします。

2. 事業者は、運営規程を遵守するものとします。

## 第2章 サービス利用と料金の支払い

### 第7条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。

但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額を一旦支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとって頂きます。）（償還払い）

2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は、通所介護サービスにおいては、食費（おやつ代を含む）、嗜好飲料費、雑費、おむつ代等日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
4. 前項3項に定めるサービス利用料金は、利用料金を利用日数に基づいて1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを重要事項説明書にて指定する期間までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

### 第8条（利用の中止・変更・追加）

1. 契約者は、サービス利用開始前において、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、契約者は利用前日午後5時までに事業者に申し出るものとします。
2. 契約者が、利用前々日午後5時までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払い頂く場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の中止・変更・追加の申し出に対して、事業所の利用定員が満員のため、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## **第9条（利用料金の変更）**

1. 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行なう日の1ヶ月前までに説明した上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## **第3章 事業者の義務**

### **第10条（事業者及びサービス従事者の義務）**

1. 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命・身体・財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、契約者の主治医又は看護職員、予め定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとします。
4. 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行なわないものとします。
5. 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管するものとします。その記録は、契約者もしくは、その代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。  
但し、この複写物については、コピー代を徴収するとします。（重要事項説明書参照）
6. 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は予め定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるものとします。

## 第 11 条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者やサービス従事者であった者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前項 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 第 4 章 契約者の義務

### 第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、事業所の施設・設備・敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者の協議により、施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

### 第 13 条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 一 決められた場所以外での喫煙
- 二 サービス従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 三 その他決められたもの（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則に抵触するもの）以外の持ち込み

## 第 5 章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第 14 条（損害賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘

義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### **第 15 条（損害賠償がなされない場合）**

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者又はその家族が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者又はその家族が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

### **第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）**

1. 契約者の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金支払いを請求できるものとします。

## **第 6 章 契約の終了**

### **第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）**

1. 契約書は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
  - 一 契約者が死亡した場合
  - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合もしくは介護保険の指定を辞退した場合
- 六 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2. 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### **第 18 条（契約者からの中途解約）**

- 1. 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2. 契約者は、次の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
  - 一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合
  - 二 契約者が入院した場合
  - 三 契約者が介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の施設に入所した場合
  - 四 契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

### **第 19 条（契約者からの契約解除）**

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけるもしくは著しい不信行為、その他本契約に継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### **第 20 条（事業者からの契約解除）**

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ない、その結果本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- 二 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、7日間催告したにも関わらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけるもしくは、契約者が著しい不信行為を行なうことなどによって、本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 契約者の行為が他の契約者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約に継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### **第21条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）**

第19条から第21条により、本契約が解約又は解除された場合において、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

#### **第22条（精算）**

第17条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第2項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、速やかにこれを履行し、精算するものとします。

### **第7章 その他**

#### **第23条（苦情解決）**

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

#### **第24条（協議事項）**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

#### **第25条（裁判管轄）**

契約者と事業者は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、契約者の住所地を管轄する裁判所を第1審裁判所とすることを予め合意します。